

美唄市多目的宿泊施設条例（素案）に寄せられた意見と市の考え方について
（パブリックコメントの結果）

1 意見募集の概要

政策等の題名	美唄市多目的宿泊施設条例（素案）
政策等の案の公表の日	令和2年4月8日（水）
意見提出期間	令和2年4月8日（水）から令和2年5月7日（木）まで

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	2件（1人）
インターネット	人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	1人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

1人

パブリックコメントコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

《総括表》

反映区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	意見を政策等に反映しなかったものの、今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他（質問など）	

《具体的な内容》

(1) 美唄市多目的宿泊施設に関すること

No.	提出された意見の要旨	提出された意見に対する市の考え方	反映区分
1	<p>職員及び指定管理者が行う業務内容について具体的さが無い。管理の維持はどこ迄なのか、管理はどこ迄なのか内容についての条文がないので条文を作るべきである。使用時の内容も良く理解出来ない。40%超の高齢者の中で条例の解説的なものも添付をして意見を募るべきでないか？指定管理者に関する条例（平成17年条例15号）とか地方自治法（昭和22年法律第67号）についての解説もなく横着さを感じる。</p>	<p>施設の管理に対するご意見についてですが、条例（素案）第3条に職員について定めているとおり、市の職員が直接、施設の管理運営全般を行うこととしております。ただし、必要に応じ「美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第6条第1項の規定により施設の管理運営を指定管理者が行うことができるとしたところであります。</p> <p>また、市民に対し意見を募集する際、内容を分かり易く募集すべきとのご意見についてですが、本市のまちづくりを行う際の最高規範である「美唄市まちづくり基本条例」で定めている基本原則「市民主体のまちづくり」、「情報の共有」、「協働のまちづくり」を図るうえでも、市民に対し分かり易く情報提供することは必要不可欠でありますので、今後、工夫して参ります。</p>	C
2	<p>第2条の施設については他市町村より美唄に住みたいという人に例として10年以上住むとか諸条件付で格安に売却をする。敷地代は市に収入になる方法などを考えるべきである。又は市内の在住者で戸建てに住みたい人には条件付で一般取引価格で売却すべきである。宿泊施設が市として必要であるならば、市内にあるホテル、旅館、民宿と相談してはどうか？市民と約束した栄幼稚園を直ぐ開園した側に施設を建てるか？空家となっている市営住宅を活用したらどうか？条例の解説書も付けずに40%超の高齢者の住む市民に意見を求めるのは不親切を表す証である。</p>	<p>当該施設を移住者や市内在住者に対し売却し、収入を得てはどうかとのご意見についてですが、当該施設は、スポーツ・文化活動の合宿、移住体験等の受入れを行い、地域間の交流を促進することにより、交流人口の創出を図ることを目的に設置し、本市の地域振興に寄与するものと考えております。</p> <p>また、当該施設は市内にあるホテル等とは違いコンドミニウム形式の施設であり、利用者の多様化に対応するため設置しているものです。</p> <p>空家となっている市営住宅を活用してはどうかとのご意見についてですが、空家となっている市営住宅の多くは、建物の耐用年数が経過しており、改修をして活用することは難しいものと考えております。</p>	C